

平成18年7月26日
福祉保健局

健康食品を利用して「体調不良」を感じたら ～都は医療機関と連携して情報収集を開始します～

健康食品は、多くの都民に利用されている中で、一部で健康被害を起こした例も報告されています。このため、都は、健康食品による健康被害の発生を未然に防止するため、社団法人東京都医師会及び社団法人東京都薬剤師会（以下「実施機関」という。）と連携し、次のように健康食品の利用との関連が考えられる健康影響の情報を幅広く収集し、被害の未然防止・拡大防止に努めていきます。

- 1 医師や薬剤師は、診察・相談時に都民からの健康食品の利用状況を把握し、健康食品の利用と関連が疑われる体調不良等の情報を収集します。これらの情報を実施機関がまとめ、都に提供します。
- 2 都は、実施機関に対し、過去に健康食品の利用と関連が疑われた事例などの情報を提供します。
なお、違反品、重篤な被害については、調査の実施や、国など関係機関へ報告など必要な対応を行います。
- 3 実施機関は、健康食品の安全な利用方法を啓発するため、都民の皆様を対象にしたリーフレット等を作成し、診療所や薬局に設置していく予定です。

また、都民の方へ、医療機関への相談を勧めるよう、別添のポスターを作製し、都内全域の病院、診療所、薬局等へ配布します。

【医療機関への相談】

○ 健康食品を安全に利用するためのポイント

1 体調不良を感じたら、すぐに利用をやめて医療機関を受診してください。

健康食品の利用者の一部において、「下痢をした」、「湿疹がでた」、「肝機能が低下した」等の体の不調が報告された例もあります。健康食品を利用して体調不良を感じたら、すぐに利用をやめて、医療機関を受診してください。

また、体調不良と健康食品との関連が疑われる場合には、医師と相談のうえ、保健所などの行政機関にも連絡してください。

2 治療を受けている人が健康食品を利用する場合には、医師や薬剤師などに相談してください。

- (1) 健康食品の利用状況について、必ず医師や薬剤師などに伝えてください。

健康食品の一部では、病気を悪化させたり治療に悪影響を及ぼしたりする場合があります。健康食品を利用する際には、医師や薬剤師などに御相談ください。

その際、利用している健康食品の種類、利用期間、摂取量などを明確に伝えてください。

- (2) 現在の治療を中断しないでください。

健康食品は病気や体の不調を治すものではありません。健康食品の有用性を過度に期待して、自分の判断で治療を中断することのないようにしてください。

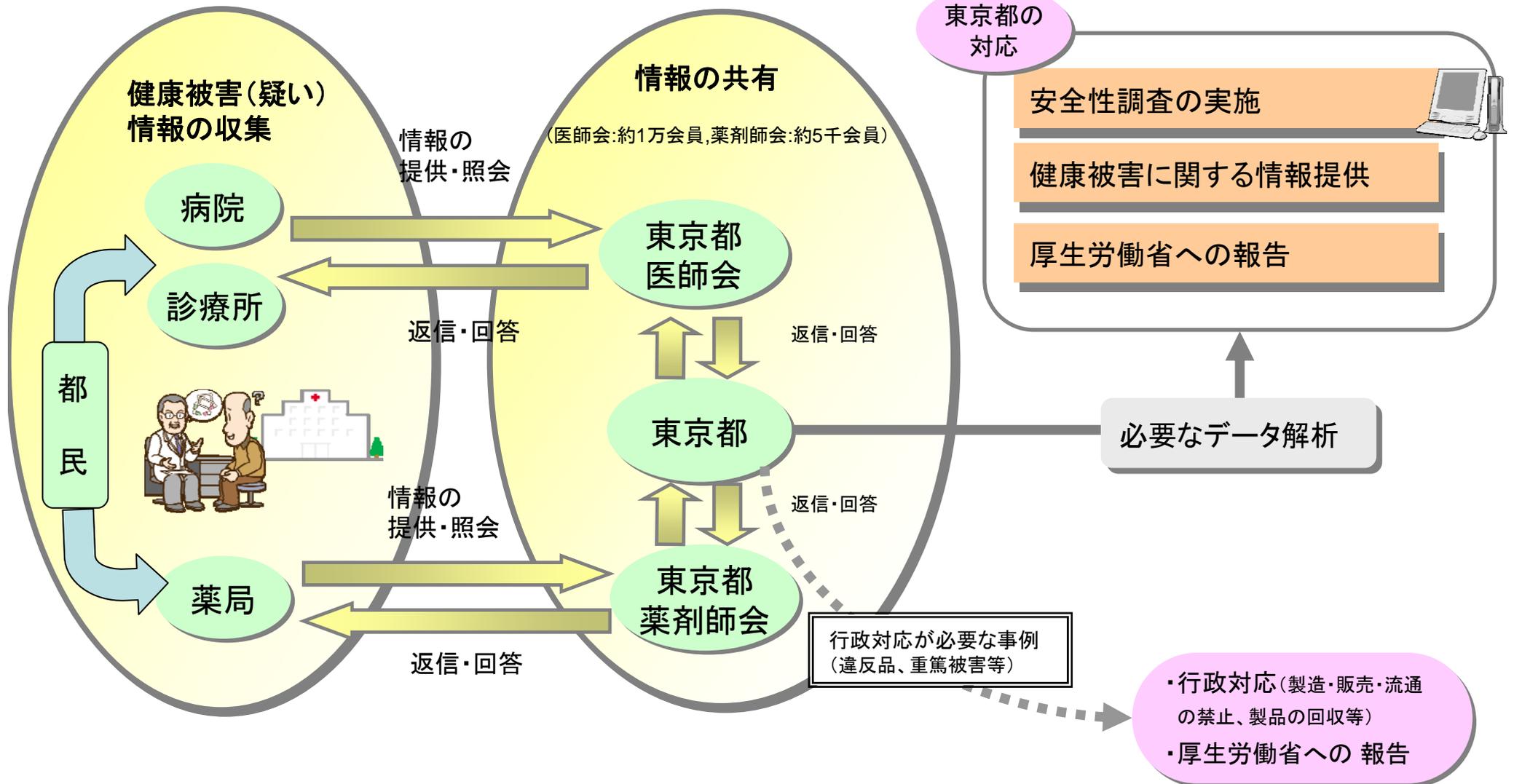
問い合わせ先
福祉保健局健康安全室健康安全課
担 当：古田、渡部
電 話：03-5320-4507（直通）
都庁内線：34-131、34-120

医療機関と連携した健康食品の安全性情報の収集

目的 医療機関から「健康食品」との関連が疑われる健康被害に関する情報を収集し、健康被害の未然防止・拡大防止に資する。

【背景】

- ・都民の5割以上が利用
- ・安全性に問題のある製品の流通
- ・誤った利用目的・方法
- ・治療への悪影響



平成19年度第2回「健康食品」による健康被害事例専門委員会からの報告

1 開催日時・場所

平成 20 年 1 月 29 日 午後 6 時から午後 7 時 30 分まで
都庁第一本庁舎 42 階 特別会議室 C

2 議 事

(1) 健康被害事例の分類方法について

平成 19 年度第 1 回専門委員会において検討した結果、報告事例の分類方法について、区分に応じた対応方法を含め、あらためて検討することとなった。これを受け、医学的検証、重篤度、報告数の 3 つの要素による分類方法について、判断項目の点数化や簡素化などの観点から検討を行った。これらを踏まえて今後、具体的な報告事例を用いて試行し、次回の専門委員会で再度検討することとなった。

(2) 報告事例について

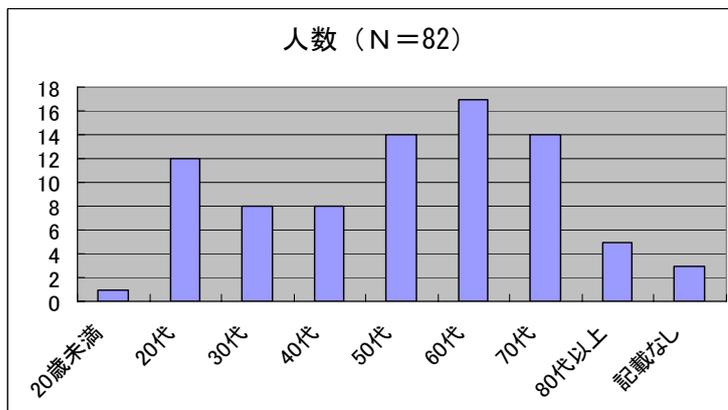
平成 18 年 7 月 1 日から平成 19 年 11 月 30 日までに報告のあった延べ 112 事例について、次のとおり取りまとめを行った。

なお、報告のあった製品と症状との因果関係は不明である。

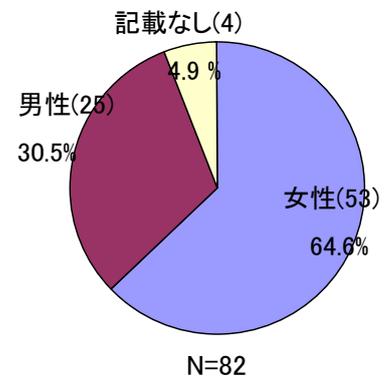
ア 報告事例の内訳

医師会	52人	延べ	78製品
薬剤師会	30人	延べ	34製品
計	82人	延べ	112製品

イ 年齢別人数分布



ウ 性別割合



年齢別人数分布によると、20代及び50～70代の報告が多い。

性別割合によると、女性（53人、64.6%）の報告は、男性（25人、30.5%）の2倍以上であった。

エ 健康食品の入手方法

入手方法	製品数
インターネット・カタログ通販等	34
薬局・薬店・ドラッグストア	33
個人輸入	2
知人からもらった	2
訪問販売	1
店頭購入	1
健康食品勉強会	1
不明	34
記載なし	4
合計	112

オ 健康食品の利用目的

目的	製品数
健康維持・栄養補給	24
関節痛(ひざなど)の改善	15
ダイエット	12
病状の改善	9
血液をさらさらにする	5
美肌	4
バストアップ	3
その他(強肝/利尿など)	10
不明	20
記載なし	13

複数回答あり

健康食品の入手先としては、「インターネット・カタログ通販等」や「薬局・薬店・ドラッグストア」が多く、それぞれ全体の約3割を占める。

健康食品の利用目的は、「健康維持・栄養補給」、「関節痛(ひざなど)の改善」、「ダイエット」などであった。

東京都食品安全情報評価委員会

「健康食品」による健康被害事例専門委員会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属 等
池上 幸江 (○)	大妻女子大学教授
梅垣 敬三	独立行政法人国立健康・栄養研究所 情報センター 健康食品情報プロジェクトリーダー
江本 秀斗	社団法人 東京都医師会理事
内藤 裕史	財団法人 日本中毒情報センター理事
浜野 弘昭	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構事務局長
原 博 (※)	社団法人 東京都薬剤師会理事
廣畑 俊成 (※)	北里大学医学部膠原病・感染内科教授

(○) 座長

(※) 平成 19 年度第 1 回から就任



新着情報 (2008年2月28日)

- [医薬品成分を含有する健康食品の発見～無承認無許可医薬品にご注意～\(平成20年2月26日\)](#)
- [医薬品成分\(シャクヤク\)を含有する健康食品の発見～無承認無許可医薬品にご注意～](#)
- [医薬品成分を含有する健康食品の発見～無承認無許可医薬品にご注意～](#)
- [指定薬物\(サルビノリンA\)を含有する違法ドラッグの発見～改正薬事法施行後、初めての指定薬物の検出～](#)
- [医薬品成分\(脱N-メチルシブトラミン\)を含有する健康食品の発見](#)
- [『食薬区分リスト』が改定されました](#)

更新履歴

東京都の健康食品対策

専門的な情報のご案内

リンク集

- [東京都福祉保健局](#)
- [食品衛生の窓](#)
- [東京薬事インデックス](#)
- [東京都食品安全情報評価委員会「健康食品」専門委員会](#)
- [\(独\)国立健康栄養研究所「健康食品」の安全性・有効性情報](#)
- [厚生労働省「健康食品」のホームページ](#)
- [\(独\)国民生活センター](#)

健康食品を使っている 消費者の方へ これから使おうとしている

▶ 注意が必要な健康食品

健康被害関連情報、違反製品情報など
・[スギ花粉を含む食品に関する注意喚起](#)

▶ 安全に利用するためのポイント(12ヶ条)

- [今後、健康食品の利用を考えている…](#)
- [健康食品を買おうとしている…](#)
- [医療機関にかかっている…](#)
- [健康食品を利用して体調不良になった…](#)

▶ リーフレット「誤解していませんか？ 健康食品」

- ・高画質版(表・裏)  (4.37MB)
- ・低画質版(表)  (436KB) 低画質版  (209KB)

▶ バランスのよい食事って？

▶ パンフレット「健康食品 ウソ？ホント？」

▶ 「健康食品」、利用する前にあなたの知識をチェックしてみましょう！

健康食品を取扱っている 事業者の方へ これから取扱おうとしている

▶ 健康食品を取扱う際の確認ポイント

- [どんな表示が違反になるか\(健康食品試買調査より\)](#)
- [原材料が医薬品に該当するかどうか\(食薬区分リスト\)](#)
- [輸入時の手続きを知りたい](#)
- [錠剤、カプセル状等の食品を取扱いたい](#)

▶ 事業者向け講習会のお知らせ

平成19年度の講習会を開催しました

▶ 出版物「健康食品取扱マニュアル」

平成17年12月に第4版が発売されました
(正誤表を掲載しております。ご確認ください。)

健康食品に関わる主な法律の概要と相談先

食品衛生法

- [健康食品との関わり](#)
- [都内相談先](#)

JAS法

- [健康食品との関わり](#)
- [都内相談先](#)

健康増進法

- [健康食品との関わり](#)
- [都内相談先](#)

薬事法

- [健康食品との関わり](#)
- [都内相談先](#)

景品表示法

- [健康食品との関わり](#)
- [都内相談先](#)

特定商取引法

- [健康食品との関わり](#)
- [都内相談先](#)

このページは東京都福祉保健局健康安全室健康安全課食品医薬品情報係が管理しています。
健康食品関連法令に関するご質問等は、各法令を所管する窓口にお問い合わせください。

報道発表資料 [2007年4月掲載]

「健康食品」で、161品目中123品目に表示等の法令違反！！

～平成18年度健康食品試買調査結果について～

平成19年3月30日

福祉保健局

生活文化局

都では、例年、健康食品による健康被害を未然に防止するため、試買調査を行っています。この度、平成18年度に実施した調査の結果を取りまとめましたのでお知らせします。

本年度の調査では、これまで違反が多かったダイエット効果や男性機能の向上を標ぼうする製品のほか、都民の方に多く使用されているビタミンの含有を強調している製品(以下「ビタミン含有強調製品」という。)を新たに対象として加え、調査を実施しました。

【平成18年度調査結果の概要】(詳細は別紙参照)

- 表示・広告の検査を行った161品目中123品目に法令違反がありました。
 - 購入時に法令違反の蓋然性が高いと判断された、ダイエット効果や男性機能の向上を標ぼうする製品では、111品目中93品目で表示等に法令違反が見つかりました。
 - ビタミン含有強調製品(VB1, VB2, VC, VE)では、50品目中30品目で表示等に法令違反が見つかりました。
- 栄養成分の検査では、実際のビタミンC含有量が表示量に対して許容範囲(栄養表示基準に定める範囲)を下回るものが1製品ありました。
- 男性機能の向上を標ぼうする6製品からシルデナフィル等医薬品成分を検出しました。(既公表済)

【違反事業者の指導と違反情報の提供】

- 違反のあった製造者等に対しては改善指導を行うとともに、他の自治体が所管する事業者については情報を提供し、指導等を依頼しました。
- 「医薬品成分が検出された製品情報」については既に公表済みですが、併せて[福祉保健局ホームページ](#)で都民に情報提供しています。
- 健康食品関係団体及び広告関係団体へ、情報提供を行います。

【都民の皆さんへ】

- 男性機能の向上を標ぼうする製品では、医薬品成分が含まれていることがあり、このような製品を利用した場合には、思わぬ健康被害を生じる場合がありますので注意してください。
- 今回の調査では、「不老不死の霊薬」、「制癌作用や殺菌作用」、「生活習慣病の改善に有効」など、医薬品的な効能効果を謳った違法な表示・広告が見つかっています。「健康食品」は、医薬品のように疾病や体調の不良を治療するものではありませんので注意してください。
- 東京都では『「健康食品」を安全に利用するためのポイント』について、[ホームページ](#)で情報提供していますので、参考にしてください。

問い合わせ先

福祉保健局健康安全室健康安全課

電話 03-5320-4507

(景品表示法関係)

生活文化局消費生活部取引指導課

電話 03-5388-3068

〔別紙〕

平成18年度健康食品試買調査結果 (平成19年3月30日現在)

1 購入時期

- (1) 第1回:平成18年4月2日から同年6月16日まで
(2) 第2回:平成18年10月18日から同年11月10日まで

2 購入方法及び品目数

- (1) 都内の薬局・薬店、百貨店等の健康食品売場で店頭購入(122品目:44事業者)
(2) インターネットなどの通信販売による購入(39品目:17事業者) 計161品目:61事業者

3 医薬品成分検査結果

- (1) 男性機能向上を標ぼうする製品4品目からシルデナフィル等を検出(平成18年8月16日公表済)
(2) 男性機能向上を標ぼうする製品2品目からシルデナフィル及びタダラフィルを検出(平成18年12月20日公表済)

4 栄養成分検査結果

ビタミンCの含有量が、栄養表示基準に定める表示量に対しての許容範囲(下限)を逸脱した1製品について、販売者を所管する保健所へ通報

5 表示・広告検査結果

表1 製品群別検体数内訳

製品群	試買品目数	違反数※1		
			製品表示	広告表示
ダイエット効果を標ぼうする製品	42	36	36	11
男性機能向上を標ぼうする製品	24	24	23	12
その他の機能を標ぼうする製品	45	33	31	11
小計	111	93	90	34
ビタミン含有強調製品	50	30	29	2
合計	161	123	119	36

※1 いずれかの法令に違反した製品

表2 法令別検査結果内訳

法令	表示等に関する主な規定事項	違反品目総数	ダイエット効果や男性機能向上等を標ぼうする製品	ビタミンを含有する製品
薬事法	医薬品的効能効果の標ぼうの禁止	50	37	13

食品衛生法	名称、添加物、期限表示、保存方法、製造者等氏名及び住所、保健機能食品、特定原材料を含む旨等に関する表示基準	12	9	3
健康増進法	栄養成分、熱量に関する表示をする際の基準、健康の保持増進効果等に関する虚偽・誇大な表示の禁止	62	44	18
JAS法 ※1	名称、原材料名、内容量、賞味期限（消費期限）、保存方法、原産国名、製造者等氏名及び住所等の表示	72	52	20
景品表示法※2	不当表示の禁止（優良誤認、有利誤認等）	75	64	11

注) 複数の法令に違反したものは、各々計上しているため、合計は違反数(123品目)と一致しない。

※1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

※2 不当景品類及び不当表示防止法

表3 表示・広告に関する主な違反事例

製品群	主な違反事例
ダイエット効果や男性機能向上等を標ぼうする製品	<p>【医薬品的な効能効果を表現した事例(薬事法)】 「不老不死の霊薬」、「赤血球を正常に戻し白血球をも大きくする真の血液浄化」、「はながスッキリ」、「制癌作用や殺菌作用、生活習慣病の改善に有効な事で知られています。」、「アンチ・エイジング(老化対策)」、「すり減った関節そのものを改善するという画期的な効能」</p> <p>【誇大な表示や栄養機能食品※1以外の機能を表示した事例(健康増進法)】 (誇大な表示) 「運動不足で痩せにくい方」、「肥満防止食品」、「目標-5キログラム」、「コレステロール低下作用がある(特定保健用食品※2の類似表現)」 (栄養機能食品以外の機能の表示) 「美しくありたい方に」</p> <p>【表示の根拠となる文献・データが無い、不十分であった事例(景品表示法)】 「わずか数滴、一日数回の飲用で老化防止、若返り、生体の防御機能を強化」</p>
ビタミン含有強調製品	<p>【医薬品的な効能効果を表現した事例(薬事法)】 「毎月の女性だけの悩みにサヨナラ」、「女性特有の毎月の不快感でお悩みの方に」、「ANTI-AGING」「肌年齢気になる方」「エネルギー産生や他の酵素の働きに欠かせない」</p> <p>【誇大な表示や栄養機能食品以外の機能を表示した事例(健康増進法)】 (誇大な表示) 「血圧や糖分の気になる方に(特定保健用食品※2の類似表現)」 (栄養機能食品以外の機能の表示) 「毎日の美容にお役立てください」</p> <p>【表示の根拠となる文献・データが無い、不十分であった事例(景品表示</p>

法)】

「強力な抗酸化作用で、眼イキイキ！」

※1 栄養機能食品

健康の維持等に必要な栄養成分(ミネラル、ビタミン)の補給を主な目的として摂取する人に対して、特定の栄養成分を含むものとして、定められた基準にしたがってその栄養成分の機能を表示している食品

※2 特定保健用食品

身体の生理学的機能等に影響を与える保健機能成分を含んでおり、血圧、血中のコレステロール、おなかの調子が気になる人が、健康の維持増進や特定の保健の用途のために利用する食品。国において個別に生理機能や特定の保健機能を示す有効性や安全性等に関する科学的根拠に関する審査を受け、許可が得られてはじめて許可をうけた内容の表示ができる。

[\(↑このページの先頭へ戻る\)](#)

[このサイトの考え方](#) | [使い方ヘルプ](#) | [個人情報の取り扱い](#) | [リンクについて](#) | [著作権について](#)

《お問い合わせ》 東京都庁 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 [《地図》](#) 電話03-5321-1111(代表) [《電話番号一覧》](#)

©2007-2008 TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT ALL RIGHTS RESERVED.